

笠岡市議会反問権実施要綱を次のように定める。

平成29年 3月14日

笠岡市議会議長 栗尾 順 三

笠岡市議会告示第2号

笠岡市議会反問権実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、笠岡市議会の本会議及び常任委員会（以下「本会議等」という。）において笠岡市議会基本条例(平成23年笠岡市条例第16号)第15条第2項に規定する反問権の行使について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問権 議員の一般質問又は質疑に対し、趣旨及び根拠の確認並びに論点及び争点を整理し、明確化を図るため答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 本会議等 本会議、常任委員会、笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）第109条に規定する協議等の場及び特別委員会をいう。
- (3) 答弁者 本会議等で答弁を行う課長相当職以上の者及びそれに準ずる者をいう。

(行使)

第3条 議長又は委員長（以下「議長等」という。）から本会議等への出席を要請された答弁者は、本会議等において自らの意思を表明し、議長等の許可を得て、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保し、反問権を行使することができる。

2 答弁者は、議員又は委員（以下「議員等」という。）の質問等が終了し、答弁者が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長等に反問するための発言（以下「反問権の行使」という。）の許可を求め、その許可を受けてから行うものとする。

3 議長等は、答弁者から反問権の行使を意思表示された場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することを確認したときは、これを許可するものとする。

- (1) 答弁者が、議員等の質問の趣旨又は根拠を確認する場合
- (2) 答弁者が、議員等の考え方を確認する場合

(3) 答弁者が、議員等からの提案に対し、質問又は建設的な意見を述べる場合

(4) 議員等による議案の修正及び決議等の政策提案に対し、質問又は建設的な意見を述べる場合

4 答弁者は、反問権の行使の始めと終わりを明確にしなければならない。

5 議長等は、反問の内容が適正でないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

(反問権の行使の時間)

第4条 反問権の行使に伴う議員等の答弁は、一般質問の時間及び質疑の回数に含めないものとする。

(議員等の責務)

第5条 議員等は、市長等の反問に対し、誠実に答弁しなければならない。

2 議員等は、市長等に対して反問を強要してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運営方針としてまとめ、これを議員、市長その他の執行機関へ通知する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月23日

笠岡市長 小林 嘉文 殿

議会・行政改革特別委員会
委員長 森岡 聰子

笠岡市議会における反問の運営方針

1 反問権の行使について

(1) 反問権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。

ア 反問権を行使する者は、挙手し、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。

イ 指名を受けた後、反問により確認したい旨又は意見を述べたい旨の区分を議長等に告げ、許可を申し出る。

ウ 反問の許可を得た後、議員又は委員（以下「議員等」という。）に質問若しくは提案に対する確認をし、又は提案に対する反対の意見若しくは建設的な意見を述べる。

エ 議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問権を行使できる者は、課長相当職以上とする。

2 反問における質疑等の取り扱いについて

(1) 本会議の質疑において、反問に対する議員等の回答については、これを笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）第50条に規定する質疑の回数に含めない。

(2) 本会議での質疑及び一般質問において、反問権の行使中は、これを質問時間に含まないものとする。

平成29年3月23日

笠岡市長 小林 嘉文 殿

議会・行政改革特別委員会
委員長 森岡 聡子

【反問の具体的な運用例「本会議事例」】

議員 〈質疑・質問〉

市長 〈挙手〉

議長 〈市長指名又は担当部長指名〉

市長 ただいまの○番〇〇議員の質問について、

[例1] 質問（提案）の趣旨（根拠）を確認するため、反問権の行使を許可願います。

[例2] 議員の考え方を確認するため、反問権の行使を許可願います。

議長 ただいまの反問権の行使の要求について、これを許可します。

[事務局は、これより残時間（持ち時間）を停止してください。]

市長 ○番〇〇議員の〇〇〇については、□□□ということの趣旨（根拠又は考え方、反論にあたっては反対又は建設的な意見を述べる。）でよろしいですか。

議長 ○番〇〇議員（指名）

議員 ただいまの市長からの反問について、お答えします。

〇〇〇については、□□□ということです。以上で、反問に対する回答といたします。

「※議員が反問された以外の発言が続けば議長が制止を行う」

議長 反問に対する回答がなされましたが、市長、よろしいですか。

市長 〈挙手〉

議長 〈市長指名又は担当部長指名〉

市長 これで反問を終了いたします。

「※再反問があれば上記手順の繰り返し」

議長 以上で反問権の行使を終了いたします。

これより質疑（一般質問）を再開します。

[事務局は、残時間（持ち時間）の停止を解除してください。]

（執行部答弁）